

議第55号

呉市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市漁港管理条例の一部を改正する条例

呉市漁港管理条例（平成12年呉市条例第21号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（土砂採取料等）</p> <p>第18条 市長は、漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取<u>又は</u>占用の許可を受けた者から別表第3に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、<u>同条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 土砂採取料等については、<u>前条第2項</u>から<u>第4項</u>までの規定を準用する。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（土砂採取料等）</p> <p>第18条 市長は、漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取<u>若しくは</u>占用の許可を受けた者<u>又は</u><u>法第43条第4項</u>に規定する認定計画実施者（<u>法第44条第1項</u>に規定する認定計画において<u>法第42条第2項第2号</u>及び<u>第3号</u>に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は<u>法第50条第1項各号</u>に掲げる事項を定めた者に限る。）から別表第3に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、<u>法第39条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 土砂採取料等については、<u>前条第3項</u>から<u>第5項</u>までの規定を準用する。</p>

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。